

岡山県オリエンテーリング協会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、岡山県オリエンテーリング協会(略称 岡山県OL協会)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を、倉敷市天城台3丁目1番8号に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、社団法人日本オリエンテーリング協会定款第5条に基づく岡山県を代表する団体として設置し、オリエンテーリングの普及推進を図り、県民のスポーツ振興に寄与するとともに、加盟会員相互の親睦と融和を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 競技会の開催等行事に関すること。
- (2) 指導者の育成および資質の向上に関すること。
- (3) 社団法人日本オリエンテーリング協会定款に基づき定められた業務の遂行に関すること。
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

第3章 組織および役員

(会員)

第5条 本会は、第3条の目的に賛同し、継続的に活動する次のものをもって構成する。

(1) クラブ会員

県内に籍を有するオリエンテーリングクラブ。

(2) 個人会員

県内に在住、もしくは、勤務するもの。

(3) 特別個人会員

県内で登録され、上記(1)および(2)に属さないオリエンテーリングディレクター、インストラクター。

(入会および脱会)

第6条 本会への入会もしくは脱会は、理事会に届け出て承認を得なければならない。

ただし、特別個人会員は、その資格を得たとき自動的に入会し、資格喪失のときに脱会したものとみなす。

2. 会費を1年以上滞納したときは、脱会したものとみなす。

3. 本会の会員として不適当と認められたときは、理事会の議決によって脱会させることができる。

(入会金および会費)

第7条 会員は、次の入会金および会費を納入しなければならない。

ただし、特別個人会員は、社団法人日本オリエンテーリング協会への登録料の納付をもってあてる。

(1) 入会金(入会時)

クラブ会員 3,000円

個人 会員 1,000円

(2) . 会費 (年額)

クラブ会員 3,000円

個人 会員 1,000円

2 . 特別の費用を必要とするときは , 理事会の議決によって臨時会費を徴収することができる。

3 . 既納の入会金および会費は理由の如何を問わず返還しない。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

会 長 1 名

副会長 若干名

理事長 1 名

理 事 若干名 (会長 , 副会長 , 理事長を含む)

監 事 若干名

(役員の選任)

第9条 役員は次の各項に定めるところにより総会で承認を得る。

ただし , 理事と監事は相互に兼ねることができない。

(1) . 理事は , 理事会の推薦による。

(2) . 理事は , 互選で会長 , 副会長 , 理事長を定める。

(3) . 監事は , 理事会で委嘱する。

(役員職務)

第10条 会長は本会の業務を総理し , 本会を代表する。

2 . 副会長は , 会長を補佐し , 会長に事故あるときは , その職務を代理する。

3 . 理事長は , 理事会を掌理し , 本会の業務を処理する。

4 . 理事は , 理事会を組織して , 業務を執行する。

5 . 監事は , 会計を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は , 2年とする。

ただし , 再任を妨げない。

2 . 補欠または増員により選任された役員任期は , 前任者または現任者の残任期間とする。

3 . 役員は , その任期満了後でも後任者が就任するまでは , その職務を行う。

(専門部会)

第12条 理事会が必要と認められた場合は , 専門部会を設置できる。

2 . 専門部会は , 理事会の定めるところにより専門的事項を処理し , 理事会に報告しなければならない。

3 . 専門部会の部会長は , 理事長が指名し , 部会員は , 部会長の推薦により理事長が任命する。

(事務局)

第13条 本会は , 事務を処理するため , 事務局を置き , 理事長がこれを運営する。

(顧問)

第14条 本会は , 必要に応じて , 顧問を置くことができる。

第4章 会議

(総会の開催)

第15条 総会は , 原則として年1回開催し , 理事長が招集するとともにその議長になる。

2 . 前項のほか , 理事会が必要と認められたとき , もしくは , 会員の半数以上から請求があったときは , 臨時総会を開催しなければならない。

(総会の定足数)

第 16 条 総会は、会員の半数以上が出席しなければ開会し議決することはできない。

ただし、あらかじめ議長に議事についての表決を委任したものは、出席したものとみなす。

2. 議事は、出席会員の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。

3. クラブ会員は、出席者数に係わらず 10 の議席数を保有するものとみなす。

(総会の付議事項)

第 17 条 総会には、次の事項を付議する。

(1). 事業計画および収支予算の決定に関すること。

(2). 事業報告および収支決算の承認に関すること。

(3). 規約の改廃に関すること。

(4). 役員を選任に関すること。

(5). その他、理事会において必要と認めた事項。

(理事会の開催)

第 18 条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

2. 理事会は、理事総数の半数以上が出席しなければ開会し議決することはできない。

ただし、あらかじめ議事についての意思を表示したものは、出席者とみなす。

3. 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

4. 議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(理事会の権能)

第 19 条 理事会には、この規約に定めるもののほか、次の事項を付議する。

(1). 事業の執行に関すること。

(2). 総会に付議すべき事項に関すること。

(3). その他、理事長が必要と認めた事項。

第 5 章 会計

(会計)

第 20 条 本会の運営に必要な経費は、次のものをもってあてる。

(1). 入会金および会費

(2). 事業収入

(3). 寄付金

(4). その他の収入

(会計年度)

第 21 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 補則

(細則)

第 22 条 この規約施行について必要な細則は、理事会が別に定める。

(付則)

第 23 条 この規約は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

平成 17 年 4 月 1 日一部改正。

岡山県オリエンテーリング協会運用細則

(役員)

第1条 選任役員は、以下のとおりである。

会長 千田 博通
副会長 伊東洋一郎
濱上 進
理事長 佐藤 旭一
理事 堀 泉
中野 浩
唐樋 一郎
犬飼 仁
監事 松田 正作

(加盟会員)

第2条 加盟クラブ会員は、以下のとおりである。

- ・オリエンテーリングクラブ吉備路
- ・晴れの国岡山オリエンテーリングクラブ
(別称三菱自工水島オリエンテーリングクラブ)
- ・ジャパンエナジー水島オリエンテーリングクラブ
- ・新見オリエンテーリングクラブ(休止中)
- ・岡山オリエンテーリングクラブ(休止中)

個人会員該当者はいない。

特別個人会員は、JOAの登録リストによる。

(会費)

第3条 入会金および会費の徴収は、必要に応じて行う。

ただし、E-mailによる情報授受手段を持たないものについては、通信費に充当するため、所定の会費徴収を原則とする。

(助成)

第4条 全日本リレー選手権大会の参加料、大会コントローラー養成講習会の受講料を助成する。

他にも本会の地位向上に寄与し妥当と認められる場合は、都度検討のうえ助成を行う。

(支出基準)

第5条 主催、主管もしくはそれに相当する行事については、原則として以下を基準に運営経費を支弁する。

ただし、特に主催・主管大会について収支が大きく出超にならないよう都度最大限配慮する。

項 目	支 弁 額	備 考
公共交通費	実費	
車代(ガソリン費)	実費	市価×10km/lを目安
宿泊費	実費	

(外部組織への加盟)

第6条 岡山県レクリエーション協会へ加盟する。

(付則)

第7条 この細則は、平成7年10月1日から運用する。

平成17年4月1日一部改訂。平成18年10月7日一部改訂。